日本都市職員バドミントン連盟 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、日本都市職員バドミントン連盟(以下「連盟」という。) に功労のあったもの及び連盟が主催する大会において、極めて優秀 な成績を収めたものに対して表彰することを目的とする

(功労者の基準)

- 第2条 功労者の表彰は、次の各号の一に該当すると認められるものとする
 - (1) 連盟の発展のため永年尽力し、功労が顕著な者
 - (2) 連盟の主催する大会に通算15年以上出場した団体
 - (3) 連盟の主催する大会に通算10年以上出場した者

(優秀な成績の基準)

第3条 優秀な成績を収めたものの表彰は次のとおりとする 連盟の主催する大会の同一種目において3回連続優勝したもの ただし、すでにこの規程による表彰の対象になった成績は通算しな いものとする

(表彰の方法)

第4条 表彰はその事由のあった次期大会の開会式において記念品を授与 して行う

(表彰の具申)

第5条 加盟団体は、第2条の各号の一に該当するものがあるときは、その 事由を記した調書を連盟会長に具申しなければならない

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は理事会で 定める

附則

この規程は、平成5年9月23日から施行し、第1回大会から適用する 平成12年11月3日開催の総会にて一部改正する